

議案第 19 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定
について

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

通園する児童が著しく減少している西浦幼稚園を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例(平成 29 年羽曳野市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表羽曳野市立西浦幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例 新旧対照表

新	旧														
<p>(幼稚園の設置)</p> <p>第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	位置	省略		省略		<p>(幼稚園の設置)</p> <p>第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>羽曳野市立西浦幼稚園</u></td> <td><u>羽曳野市西浦 1077 番地</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	位置	省略		<u>羽曳野市立西浦幼稚園</u>	<u>羽曳野市西浦 1077 番地</u>	省略	
名称	位置														
省略															
省略															
名称	位置														
省略															
<u>羽曳野市立西浦幼稚園</u>	<u>羽曳野市西浦 1077 番地</u>														
省略															